

会議録（１）

会議の名称	令和６年度第３回飯能市下水道事業審議会
開催日時	令和６年１０月２２日（火） 開会 午前１０時００分 閉会 午前１１時００分
開催場所	飯能市浄化センター２階会議室
議長氏名	佐野 純一
出席委員	佐野 純一 前田 悦子 木崎 稔生 吉田 智之 栗原 久美子 篠田 香都子 佐武 泰史 関 邦彦
欠席委員	なし
説明者の職氏名	下水道課長 白須 靖之 下水道課主幹 原田 忠彦
傍聴者の数	１人
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	上下水道部長 的板 幹雄 下水道課長 白須 靖之 下水道課主幹 進藤 司 下水道課主幹 原田 忠彦 下水道課主幹 高橋 大基 下水道課主任 増岡 佑作 下水道課主任 宮田 伴実 下水道課主事補 樋口 穂乃花

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（１）下水道事業について

（２）その他

事務局から配布資料の説明後、質疑応答を行った。

4 その他

事務局から今後の予定等について説明をした。

5 閉会

会議録（３）

発言者	発言内容
	開会 午前 10 時 00 分 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議事 — 今回の配布資料について説明した。 — それでは議事に入ります。 審議会条例第 6 条の規定により、以後の議事進行につきましては、佐野会長に議事をお願いします。 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。 初めに議事（１）「下水道事業について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。 — 「下水道事業について」及び「資料 1 から資料 10」に基づき説明した。 — 説明は以上です。ただいまの説明について、ご質問等はございますか。 「下水道事業について」の 1. 近隣（ダイア）及び県内類似市の下水道使用料及び水道料金の比較によると、入間市、狭山市及び所沢市は、埼玉県が下水道を処理する荒川右岸流域下水道に汚水を接続しています。飯能市が荒川右岸流域下水道に接続していない理由を教えてください。 かつて、埼玉県から荒川右岸流域下水道への接続について意向調査が寄せられました。飯能市は合流処理区と分流処理区の 2 つを有していますが、接続の条件として分流処理区のみ限定であったこと、及び飯能市としての下水道処理施設である飯能市浄化センターがすでに稼働していたことから、接続をしなかった経緯があります。 資料 1 によると、荒川右岸流域下水道に接続している入間市、狭山市及び所沢市と、単独処理施設を有する飯能市を比較すると、飯能市の下水道使用料が 2, 0 0 0 円ほど高くなっています。下水道使用料

	を支払う立場からすると、終末処理場の主体が埼玉県、市の区分はなく、公共料金として支払っています。地理的に近い自治体で大きな差異が生じていることについて、公平感を感じません。
下水道課長	荒川右岸流域下水道への接続有利性について検討しましたが、合流処理区に敷設されている下水道からの汚水を接続するためには、合流処理区すべての下水道を分流処理区にするため、大規模な施設改修を行う必要があります。また、荒川右岸流域下水道は飯能市から地理的にも遠く、費用等を含めて検討した結果、単独処理施設を維持するほかありませんでした。
議長	下水道処理の仕組みや地理的要因を考慮すると、単独処理施設を所有することのメリットが高い旨の説明をいただきました。この審議会において、市民の代表である審議会委員が抱く疑問について解決してもらいたいです。
委員	近隣（ダイア）において比較対象となる自治体は日高市のみとなりますが、日高市では下水道使用料を改定する予定はありますか。
下水道課長	日高市は、令和7年中に下水道使用料を改定する予定で対応しているとのことです。
委員	資料10によると、基本料金と超過料金について様々な改定率を設定されています。前回の審議会において、下水道使用料の改定率を約22%としたい旨の説明を受けましたが、本表における位置付けを教えてください。
下水道主幹	事務局の改定による増加額を約2億円と見込んでおり、本表において番号7（基本料金20%増、超過料金25%増）が該当します。
委員	資料7によると、事務局が見込んでいる2億円の下水道使用料の約4倍の金額を元利償還金に充てています。今後の推移について、事務局として認識されていることはありますか。
下水道課長	今後は下水道管、単独処理施設等の老朽化対策として、更に増加していくものと見込んでおります。
委員	費用を捻出するために、企業債を借り入れながら、償還していくということですね。
委員	資料5に記載された修繕費は令和6年度予算に基づくものですか。
下水道主幹	令和4年度から令和6年度の実績に基づき計上しました。また、令和5年度は修繕費として6,000万円使途しましたが、計画に基づき支出すべき金額ではなく、予算の範囲内で支出できうる最大限の金額として計上したものです。
議長	近隣自治体であろうとも、下水道処理の仕組みが異なることから、下水道使用料も当然、異なっていることが事務局の説明より、委員の

委員	皆さまざま承知されたことと思います。次は、一使用者としての見地から下水道使用料の改定について伺います。 個人的には、価格高騰に伴いありとあらゆる料金が値上げしているため、可能であれば現状維持を希望します。しかし、昨今のゲリラ豪雨等の影響で、夜遅くまでポンプ車を稼働させ下水道の溢水を予防している姿をよく見ます。老朽化した下水道施設を修繕するためにも、下水道使用料の改定は避けられないものと思います。
委員	市民として、物価高騰に伴う値上げの波にさらされ続けていることもあり、目先の値上げを喜べる状況にはいません。しかし、近年多発している地震等の災害に対応するべく、市民の安全安心のためにやむを得ないと思います。
議長 委員	続いて、事業者の見地から下水道使用料の改定について伺います。 下水道使用料が改定されれば、コストが増加することは承知のとおりです。しかし、下水道という社会インフラを継続させるためには、問題を先送りしてはいけないと思います。高度成長期に敷設した下水道を若い世代に負担を強いることなく、更新するためにも致し方ないと考えます。
委員	資料4によると、基本料金のみ対象となる使用水量ランク0～20の使用人数は全体の36.3%を占めていますが、使用料は全体の15.4%を占めています。一方、水道を多量に使用される事業者が対象となる使用水量ランク1,001～の使用人数は全体の0.1%を占めるにとどまっていますが、使用料は全体の16.2%をも占めています。前者の改定率を高め設定し、後者の改定率を低めに設定することについて一考の余地はありませんか。
下水道課長	基本料金と、超過料金の割合について検討してまいります。しかし、下水道使用料の対象経費を固定費、変動費、及び需要家費に区分した場合、変動費は水量に応じて変動する動力費や光熱水費等の経費として計上するものです。使用水量ランク1,001～の利用者は使用水量ランク0～20の利用者と比して、多大に下水道を使用する利用者であり、前者に比して後者は単独処理施設に多大な負荷を与えております。従いまして、使用水量ランクに基づく従量料金の累進性は差し支えないものと考えております。
議長	また、基本料金の設定の是非、超過料金の使用水量ランクの区分については、令和7年度の経営戦略プランの見直しの検討課題とさせていただきます。 最後に、知識経験者の見地から下水道使用料の改定について伺います。

委員	そもそも値上げありきの議論が先行している気がします。近隣自治体と比較して下水道使用料の高低はありますが、公共インフラである下水道事業に対して採算性を導入する必要があるのでしょうか。不足する下水道事業費の補てんのために1万円、2万円と値上げをすれば、理論上は可能です。しかし、下水道使用料で賄おうとする考え方が問題であり、仮に下水道使用料の値上げが続くと、人口減少や事業者の撤退により、市民税や法人市民税の税収が減額することとも考えられます。資料2によると、値上げ前の現時点での埼玉県内の位置付けからしても、飯能市に居を構えるメリットを感じません。下水道使用料の改定について、飯能市全体の施策の一つとして考えるのか、それとも下水道事業の経営改善のためだけに考えるのか、比較検討する必要があると思います。
議長	意見として承ります。 他にご質問等はございますか。
委員	—なしの声あり—
議長	議事(2)「その他」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
下水道課長	特にありません。
議長	他にご質問等はございますか。
委員	—なしの声あり—
議長	4. その他 4. その他について何かありますか。
委員	—なしの声あり—
議長	事務局からは何かありますか。
下水道課長	—今後の予定等について説明をした。—
議長	説明は以上です。ただいまの説明について、ご質問等はございますか。
委員	—なしの声あり—
議長	ないようですので、以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了となります。これをもちまして議長の任を降ろさせていただきます。皆様、ご協力ありがとうございました。 5. 閉会
下水道課主幹	以上で第3回飯能市下水道事業審議会を閉会いたします。

閉会 午前11時00分

議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

議長の署名 _____